



**これだけは知っておきたい
EUの環境規制**

2010-11年版

2010年9月



EBS (UK) Ltd.

目 次

第1章 EUの環境規制を支える基本政策と戦略.....	1
1. EU環境政策における戦略・優先分野と基本原則、今後のビジョン.....	2
(1) 第6次環境行動計画の戦略的 アプローチと主要規制分野.....	2
(2) EUにおける環境政策の基本原則.....	3
(3) 今後のビジョンと注目分野.....	5
2. EU法の種類と法制化の手続き.....	11
(1) EU法の5つの種類.....	11
(2) EU法制定に関わる機関と手続き.....	12
(3) 詳細規定の欧州委への権限委任.....	13
第2章 製品ライフサイクルに関する主な規制の動向.....	15
1. 統合製品政策（IPP）—— 製品ライフサイクルの考えが定着.....	16
2. エコデザイン指令 —— 対象がエネルギー関連製品へ拡大.....	18
(1) エコデザインの規制とは？.....	18
(2) 各規則はこうして決まる.....	20
(3) 規制はここまで決まっている.....	23
(4) 規則の中身はこうなっている.....	25
(5) 製造業者の義務.....	27
3. 廃電気・電子機器（WEEE）指令 —— 簡素化に向けて改正作業中.....	29
(1) 指令の概要.....	29
(2) 指令導入後の状況と問題点.....	33
(3) WEEE指令改正の進捗と現状.....	36
4. RoHS指令 —— 有害6物質の電気・電子機器への使用を制限.....	40
(1) RoHS指令とは？.....	40
(2) 改正をめぐる議論の論点.....	43
5. EUの廃車（ELV）指令 —— 各国の取り組みに進展.....	45
(1) 廃車（ELV）指令の概要.....	45
(2) 廃車指令導入後の動向.....	46
(3) 例外規定（指令附則II）改正点.....	49
第3章 化学物質に関する規制REACH.....	51
1. REACH規則成立の背景と狙い —— 規則の基本的な考え方.....	52
(1) REACHができた背景と狙い.....	52

(2) REACHの特徴.....	53
2. 規則の概要 —— 必ず知っておきたい基本ポイント.....	53
(1) 対象となる化学物質.....	53
(2) 基本的なメカニズム.....	55
(3) 製造者・輸入者の義務.....	59
3. REACHへの対応 —— 企業に求められること.....	60
(1) 登録の基本.....	60
(2) 予備登録と情報交換フォーラム.....	60
(3) 本登録の流れと方法.....	61
(4) 認可申請のポイント.....	63
(5) 届け出のポイント.....	63
(6) サプライチェーンでの情報伝達.....	64
4. REACHの最新動向 —— 注目すべきポイント.....	64
(1) SIEFはほぼ 2,700 件に.....	64
(2) REACHの順守状況.....	65
(3) 高懸念物質は計 38 物質に.....	65
(4) CLP規則への対応も要注意.....	65
第 4 章 気候変動・エネルギー 政策の最新動向.....	67
1. 2020 年に向けた 3 つの目標「20 20 20」と加盟国の義務.....	68
(1) 気候変動政策の柱「20 20 20」.....	68
(2) 加盟国の排出削減の義務.....	70
2. 再生可能エネルギー促進指令 —— 運輸バイオ燃料は 10%に引き上げ.....	72
(1) 指令で加盟国に課された再生可能エネルギーの新たな目標.....	72
(2) 再生可能電力の促進.....	73
(3) 運輸燃料（バイオ燃料）の促進.....	75
(4) バイオ燃料の持続可能性基準.....	76
3. EU排出取引権制度 —— 2013 年からの第三期間開始に向け準備が進む.....	78
(1) EUと世界の温室効果ガス排出動向.....	78
(2) 知っておきたい現行制度（～2012 年）のポイント.....	79
(3) 第三期間（2013 年～）の制度改正.....	85
(4) 「炭素リーケージ」への対応.....	90
(5) COP15 後の動向と今後の展望.....	92
(6) 国際炭素行動パートナーシップ（ICAP）の動向.....	94

4. 気候変動・エネルギー分野に関わるその他の規制.....	96
(1) 建物エネルギー性能要件指令	96
(2) 燃料品質（改正）指令	97
(3) CCS促進指令	97
(4) 乗用車のCO ₂ 排出規制	98
(5) 小型商用車のCO ₂ 排出規制案	101
(6) 産業排出指令（IED）	103
(7) ITS指令	104

図表リスト

図 1：	エコデザインの実施措置策定の流れ	20
図 2：	WEEE指令の対象となる機器	30
図 3：	製品への表示をWEEE指令が義務付けているマーク	32
図 4：	REACHの対象となる物質・登録の対象となる物質	55
図 5：	物質の登録期限	56
図 6：	登録の流れ	62
図 7：	気候変動・エネルギー政策パッケージにおける 6 つの法令の位置付け	70
図 8：	2020 年のEU-ETS非対象セクターにおける温室効果ガス排出削減義務	71
図 9：	再生可能エネルギー促進における 2020 年の加盟国別目標	72
図 10：	2010 年の再生可能電力の目標に向けた進捗状況	73
図 11：	世界CO ₂ 排出量の国別内訳（2008 年）	78
図 12：	ICAPの構図	95
表 1：	SETプラン技術ロードマップの主な戦略目標とセクター目標、コスト目安	10
表 2：	先行して選ばれた当初の 20 の製品分野	21
表 3：	2008 年の作業計画で規制導入の手続きが始まった 10 の製品分野	22
表 4：	将来的に規制導入の手続きが始まる可能性のある主な製品分野	22
表 5：	実施措置の欧州委員会規則が施行された製品分野と義務化の開始日（2010 年 9 月）	24
表 6：	先行製品分野の実施措置の制定に向けた進捗状況（2010 年 9 月）	24
表 7：	実施措置の制定に向けた事前調査研究の進捗状況（先行製品分野以外） （2010 年 9 月）	25
表 8：	WEEE指令の対象となる機器	29
表 9：	WEEE指令で定められたリサイクル目標（機器 1 台当たり重量比平均）	32
表 10：	各国の廃機器回収量	34
表 11：	指令改正修正案で提案されている製品カテゴリーと目標値	38
表 12：	RoHS指令対象製品のカテゴリー	40
表 13：	RoHS指令における特定 6 有害物質の最大許容濃度（閾値）	41
表 14：	適用除外項目のリスト	42
表 15：	EU加盟国の廃車総重量とリサイクル率（2007 年）	47
表 16：	廃車指令の適用除外項目	50
表 17：	製造者・輸入者の義務	59
表 18：	認可候補物質（SVHC）リスト（2010 年 6 月 18 日時点）	66
表 19：	気候変動・エネルギー政策パッケージの 6 つの法令	69
表 20：	再生可能エネルギー促進における 2020 年の加盟国別目標の中間目標	73
表 21：	EUの京都議定書目標と 2008 年における達成状況	79
表 22：	世界の排出権取引市場の概観	81

表 23： EU27 カ国の 2008 年および 2009 年の年間割当量と CO ₂ 排出実績	85
表 24： EU-ETS 第三期間で対象となる活動分野（EU-ETS 改正指令附則 I）	87
表 25： オークションの追加排出枠が与えられる国とその割合	
(A) — 排出権全体の 10% の追加割当	88
表 26： オークションの追加排出枠が与えられる国とその割合	
(B) — 排出権全体の 2% の追加割当	89
表 27： 炭素リーケージのリスクが高いと欧州委員会がみなした産業セクター	92
表 28： 乗用車の CO ₂ 排出削減目標の段階的達成目標	99
表 29： 乗用車のスーパークレジット	100
表 30： 乗用車の CO ₂ 排出規則における課徴金の内訳	101
表 31： 小型商用車のスーパークレジット	102
表 32： 小型商用車の CO ₂ 排出規則における課徴金の内訳	103

第1章 EUの環境規制を支える基本政策と戦略

EUの環境規制は、広範囲の分野をカバーするが、その中にいくつかの中心的柱が存在する。その一つが、一定期間の優先課題をまとめた「環境行動計画」である。欧州委員会や加盟国の努力を拡散させず、また、時代の変化に沿って規制も変化していくという観点によるものだ。もう一つの柱には、様々な規制の根本となる環境政策の原則が挙げられる。このような環境規制を支える基本原則を知ると、規制の細部にとらわれ見落としがちな、EU環境規制間にも、つながりが見えてくるだろう。

金融危機に端を発する経済危機を受け、EUの環境・気候変動・エネルギー政策と経済政策はますます切り離せないものとなってきた。2020年までのEU中期戦略では、2008年に掲げられた2020年に向けた気候変動の目標が柱の一つに組み込まれた。中期戦略では資源効率の向上にも触れているほか、「持続可能な物質管理」の考え方も本格化しそうだ。また、気候変動政策と並んで重視されながらも、これまで二の次となっていた生物多様性の分野にもEUは注力し始めている。

1 EU環境政策における戦略・優先分野と基本原則、今後のビジョン

(1) 第6次環境行動計画の戦略的アプローチと主要規制分野

EUでは、一定期間に優先して取り組む環境政策の枠組みを「環境行動計画」としてまとめている。これは1973年に第1次環境行動計画が始まり、見直しを経て、現在は「第6次環境行動計画（The Sixth Environment Action Programme: 2002年7月～2012年7月）」が実施されている。

第6次計画の最大の特徴は、戦略的なアプローチの必要性を強調したことにある。単なる法的規制では現在の環境問題への解決策にはならないという考えからだ。成長や競争力の強化、雇用創出といったEUのあらゆる政策や行動について環境面との統合を促進、EUの目的と環境の間に連携を築いていく。さらに環境面の目標達成に向けた戦略的アプローチを確立する。

この戦略的アプローチとしては、持続的な生産や消費の促進、産業界との協力の強化、新しい法規の策定に加え、既存規制の効果的な履行、また消費者や企業、公共調達の担い手に各自の行為や製品が環境に与える影響を周知させること、などが掲げられている。

この基本的な考え方とは別に、第6次計画では4つの優先分野を明らかにしている。各分野とその主な目的は次の通りだ。

①気候変動

温室効果ガスの排出量を削減し、欧州を極めてエネルギー効率が高い、低炭素経済に転換させる。

②自然と生物多様性

自然の構造や機能を保護し回復させ、生物多様性の減少を、EUレベルのみならず世界規模

を示し、世界の気候変動政策に大きく影響を及ぼした「気候変動の経済学」（通称「スターンレビュー」）の生物多様性版として知られているものだ。スターンレビューは、もし何も対策をとらなければ気候変動の影響により将来、GDPの5~20%が失われると推計した。

TEEB プロジェクトではさらに、2010年7月に発表した報告書「TEEB for Business」で産業界に向けにも提言を行っている。この報告書では、持続可能な生産に対する近年の消費者の関心の高まりなどを背景に、オーガニック製品などの環境認証製品や FSC マークなどの認証森林製品、CDM などのカーボンオフセットなどを含む世界の「生物多様性・生態系サービス（BES）市場」が2020年には最大2,800億ドルの規模に達すると試算している。

TEEBは、すべての企業にとって大きな事業機会があり、生物多様性や生態系サービスを事業計画や世界中で実施される中核事業に組み込むことを提言している（右の囲み参照）。これにより、サプライチェーンの持続可能性確保や新製品の創出、新市場創出と市場への新規参入、新たな顧客の取り込みなど、大きな付加価値が生まれるとしている。

こういった経済価値化が産業界が生物多様性の保護を推進する動機付けとなることから、EUもこの生態系サービスに着目しており、生物多様性は今後、気候変動と並ぶEUの主要環境政策分野ともなりうる。欧州委員会は2011年以降のEUの生物多様性戦略について2010年9月から広範な意見公募を開始しているが、その結果を評価したうえでCOP10の場でEUの生物多様性政策の方向性を示す意向だ。

COP10ではTEEBの最終報告書も発表され

る予定で、企業にとって、今後どのように生物多様性へと関わっていくかを定める重要な道標となる会議となりそうだ。

産業に対する TEEB の 7 つの勧告

1. 事業の生物多様性・生態系サービス（BES：Biodiversity and Ecosystem Services）へ影響と依存状況を特定する。
2. BES の影響と依存に関わる事業上のリスクと機会を評価する。
3. BES に関する情報システムの開発、目標設定とパフォーマンスの測定・価値化、結果報告を実施する。
4. BES のリスクを回避、最小化、緩和するためのアクション（オフセットも含む）をとる。
5. 出現しつつある BES の事業機会（新製品、新市場、コスト効率など）を捕える。
6. 事業戦略と BES のアクションをより幅広い CSR（企業の社会的責任）活動に組み込む。
7. BES に関する指針と政策の改善に向けて、産業界内や政府、NGO、市民社会のステークホルダーと関与しあう。

SET プラン—— 戦略的エネルギー技術計画

EUでは戦略的エネルギー技術計画（SETプラン：Strategic Energy Technologies Plan）が始動した。SETプランは今後10年間の気候変動・エネルギー分野の技術ロードマップだ。低炭素技術の有望分野に、風力、太陽エネルギー、CO₂回収・貯留（CCS）、バイオエネルギー、電力グリッド、原子力（持続可能な核分裂）の6つを選び、今後の開発や投資のビジョンを示した。欧州委員会が2007年1月に提案、関連業界や加盟国との協議を重ね、2009年10月

決定の中で指定される。

④勸告 (Recommendation)

欧州委員会が加盟国、企業、個人などに対し、特定の行動をとることを期待する旨を表明するもので、法的拘束力はない。

⑤意見 (Opinion)

特定の事項について欧州委員会が考えを表明するもので、法的拘束力はない。

なお、リスボン条約によって「欧州共同体 (European Community)」の名称が正式に「欧州連合 (EU: European Union)」に変更されたため、これまで指令や規則の番号に使われていた「EC」の記号は、リスボン条約発効後は「EU」が使用されている。

例： (旧) 指令 2007/46/EC
規則 (EC) No 443/2009
(新) 指令 2010/62/EU
規則 (EU) No 807/2010

(2) EU 法制定に関わる機関と手続き

産業界にとっては関連する新たな EU 法の制定や改正の内容と段階といった動向を追うことも重要だ。ここではリスボン条約により変更された点も含んで EU 法制定の手続きについて説明していく。

まず、EU の意思決定に関わる主要機関は、欧州委員会、閣僚理事会、欧州議会の3つだ。

①欧州委員会

EU の行政執行機関であり、政策・法案を提案する。政策分野ごとに「総局 (DG: Directorate-General)」が設置されており、

加盟 27 カ国から一人ずつ計 27 人の委員からなる。欧州委員会は法案を閣僚理事会と欧州議会に提出する。

②閣僚理事会

EU の各加盟国を代表する閣僚で構成される意思決定機関。正式名称は「理事会 (The Council)」で、本書では EU 首脳会議 (EU サミット) を指す「欧州理事会 (The European Council)」と混同しないよう「閣僚理事会」と表記したが、EU 理事会 (The Council of the European Union) と呼ばれることもある。リスボン条約では、これまで部分的に非公開だった閣僚理事会の立法審議が完全に公開されることとなった。

③欧州議会

欧州議会は各加盟国を 1 選挙区として直接選挙で選ばれた任期 5 年の欧州議会議員で構成される。閣僚理事会が各加盟国の利益を代表するのに対し、欧州議会は EU 全体の利益を代表するという異なる立場にあるため、法案審議ではしばしば両者が対立することになる。リスボン条約では、立法、予算および国際条約の承認における欧州議会の権限を強化している。欧州議会には、外交や予算、文化・教育、漁業など 20 の委員会が設置されており、環境については、環境・公衆衛生・食品安全委員会が設立されている。気候変動やエネルギー問題に代表されるように、環境問題はその重要性を増しているが、リスボン条約により欧州議会の立法における権限はさらに強化されている中、環境・公衆衛生・食品安全委員会の意向がより反映されることが予想され、同委員会の動向に注目していく必要がある。

制定の手続きは大きく次の 2 種類に分けられる。

2 エコデザイン指令 —— 対象がエネルギー関連製品へ拡大

(1) エコデザインの規制とは？

通称エコデザイン指令と呼ばれるが、正式な名称は「エネルギー関連製品（ErP：Energy Related Products）のエコデザインに関する枠組み指令（2009/125/EC）」で、略して ErP 指令と呼ばれる。2009年10月の指令改正（詳細後述）以前は、エネルギー消費型製品（EuP：Energy Using Products）を対象とし、一般に EuP 指令（2005/32/EC）として知られていた。

ErP 指令の内容は、EU 内で販売・利用されるエネルギー消費型製品を含むエネルギー関連製品について、エネルギー効率の向上と環境への負荷の軽減を目的に、製品の設計段階で生産者に規制を義務付けようというものだ。こうした製品の製造、流通、使用、使用済み製品の廃棄などが環境に及ぼす影響の8割以上は、製品の設計段階で決まるという考え方に基づいている。ただ、各国で製品設計に異なる法律が導入されれば EU 域内市場の機能や市場競争が阻害されるため、EU 内で共通したエコデザインの要件を導入することになった。前身の EuP 指令は、2005年8月に発効した。

製品別の規定は個別に決定

指令制定当初から規制の対象となっているのは「エネルギー消費型製品」で、エネルギーを使用する製品、あるいはエネルギーの生産・移動・測定のための製品を指す。自動車など輸送機器は含まれないが、エネルギー消費型製品に

組み込む目的で、最終使用者向けに個別の部品として上市される製品も対象となる（詳細は下の囲みを参照）。

ただ、この指令で重要な点は、指令自体は名称にあるように「枠組み指令」であること。つまり一般的な原則などを示しているだけで、具体的に必要な製品分野ごとの詳細な規定は、別に決めることになっている。詳細規定の決定には時間がかかり、最初の製品分野の規制が「欧州委員会規則」として施行されたのは、ようやく2009年1月になってからで、指令自体の施行から3年半かかった。

エネルギー消費型製品の3つの条件

どんなエネルギー消費型製品もエコデザイン指令の対象となりえるが、それでは膨大となるため、以下の3つの条件をすべて満たしている製品だけが規制の対象となっている。

1. EU 域内での販売数量が大きい：年間 20 万ユニット超が目安。
2. 数量から考えて EU 内での環境への影響が大きい：EU の 2002 年の「第 6 次環境行動計画」で戦略的優先分野となっているもの。
3. 過剰なコストをかけずに環境への影響を大きく改善できる可能性がある：ほかの EU 法で規制がないか、市場の力では解決できない、または市場の製品の間で環境性能に大きな相違がある。

実施措置を通じてエコデザインを規制

対象となる製品分野の具体的なエコデザインの規制は、「実施措置（IMs：Implementation Measures）」と呼ばれる。実施措置は必

3 REACH への対応 ― 企業に求められること

次に REACH 規則に対応するために企業がすべきことを説明していくが、限られた紙面ではすべてを網羅するのは難しいため、基本的な概要を示すにとどめる。実務については、詳細な情報を入手したうえで進める必要がある。

(1) 登録の基本

登録義務の有無を確認

まず、自社の関連製品に登録義務があるのかどうかを確認する必要がある。関連製品を前述の「図 4：REACH の対象となる物質・登録の対象となる物質」を参考に分類して、登録が必要となる対象物質については年間の製造量または輸入量を算出する。同一物質については合算して、物質ごとに 1 トン以上となるなら登録の義務がある。登録義務がなければ、「認可申請」や「成形品に含まれる物質の届け出」が必要なのか、あるいは「制限」の対象となる物質があるかを調べる。また「サプライチェーン内の情報伝達」についても確認が必要だ。

「唯一の代理人」を通じた登録

日本など EU 域外国の化学物質・調剤・成形品の製造者の場合、直接には登録者になることはできない。ただ、その物質が登録されていない場合は輸出して販売することはできないため、以下のいずれかの方法をとって上市する物質を登録する必要がある。

- EU 域内の輸入業者を登録者とする
- EU 域内に拠点を持つ代理人「唯一の代理人 (Only Representative)」を指名する

「唯一の代理人」は、域外の製造者に代わって化学物質の登録をはじめ REACH 規則に定められた義務を遂行することになるため、化学物質の取扱いや関連情報に精通している必要がある。域外の企業が唯一の代理人を指名した場合、域内の輸入者は単なる川下ユーザーとなり、登録者としての義務を果たす必要はなくなる。

(2) 予備登録と情報交換フォーラム

既存物資（段階的導入物質）については、前述の「図 5：物質の登録期限」にも示したように、予備登録をすることで、本登録までの猶予期間が設けられた。予備登録期間は 2008 年 6 月 1 日から 12 月 1 日までの半年間で、その間に企業は、「REACH-IT」と呼ばれるウェブポータルを通じて電子的に予備登録を行った。

予備登録後に情報交換フォーラムに参加

予備登録をした事業者は、「データ共有」を目的とした「物質情報交換フォーラム (SIEF)」に参加する。この物質情報交換フォーラムは一つの物質につき一つ設立される。SIEF の設立状況については、欧州化学品庁のウェブサイトでも最新状況を確認できる。

SIEF への参加は企業にとっての義務だが、一方で企業同士の協力の一環としてデータを共

第4章 気候変動・エネルギー政策の最新動向

2020 年に向けて、気候変動・エネルギーは EU においてますます重要な政策となってくる。2009 年 6 月 5 日、EU 官報にこの分野の 2020 年の EU 目標達成に向けた 6 つの新たな法令が公布された。本章では、この「気候変動・エネ

ルギー政策パッケージ」の全体像を俯瞰したうえで、再生可能エネルギー促進指令と EU 排出権取引制度（EU-ETS）、その他の気候変動・エネルギー分野の規制の概要を解説していく。

1 2020 年に向けた 3 つの目標「20 20 20」と加盟国の義務

(1) 気候変動政策の柱「20 20 20」

現在の EU の気候変動・エネルギーに関する政策の柱となるのは、下記の囲みのような温室効果ガスの排出削減、再生可能エネルギーの利用促進、エネルギー効率の向上に関する 3 つの目標だ。

EU の気候変動・エネルギー政策の目標 「20 20 20」

- **温室効果ガス排出削減のコミットメント：**
2020 年までに、排出量を 1990 年の水準から最低 20%削減する。さらに、ポスト京都議定書（2013 年以降）の国際的な気候変動条約が締結されれば、この目標を 30%に引き上げる。
- **再生可能エネルギーの利用促進：**
2020 年までに、最終エネルギー消費における再生可能エネルギーの割合を EU 全体で 20%に高め、うち運輸燃料については 10%に引き上げる。
- **エネルギー効率の向上：**
エネルギー効率の向上を通し、EU の最終エネルギー消費を、2020 年の予測に対し 20%削減する。

この 3 つの目標「20 20 20」は先に触れた

EU の 2020 年までの中期戦略でも、数値目標の一つに取り上げられた。これらの目標を達成するため、EU では様々な法令が導入されているが、中でも重要なのが 2009 年 6 月に公布された 6 つの法令（表 19 参照）で、「気候変動・エネルギー政策パッケージ」として知られている。図 7 には 6 つの法令の位置付けをまとめた。

温室効果ガスの排出削減の 30%への引き上げ議論が活発化

3 つの目標のうち、温室効果ガスの排出削減目標については、30%への引き上げもすでに議論が始まっている。EU はこれまで、他の先進国が同様の確約をすれば、2020 年に 1990 年比で 20%削減する目標を 30%に引き上げる用意があるとしてきた。欧州委員会の気候行動総局は、30%への引き上げを視野に入れ 2010 年春からロビー活動を活発化したが、産業界や同じ欧州委員会でも産業総局やエネルギー総局から強い反対を受け、5 月下旬に発表した政策文書ではこれを断念している。欧州委員会はこの政策文書で、リセッションで 20%の削減目標を達成するための年間コストが 700 億ユーロから 480 億ユーロへと大幅に低下した点や、EU

3 EU 排出取引権制度 —— 2013 年からの第三期間開始に向け準備が進む

EU 排出権取引制度（EU-ETS：EU Emission Trading Scheme）は、2005年1月1日にスタートした、世界初の多国間排出権取引制度である。排出権に市場価値を付けて、企業の温室効果ガス削減を促すこと、また目標を上回った企業と下回った企業との間で取引を行い、社会全体として、より低いコストで排出削減を達成することが制度導入の狙いである。

(1) EU と世界の温室効果ガス排出動向

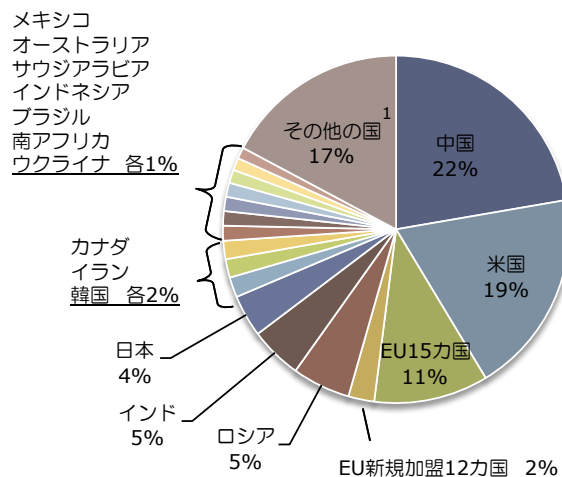
**中国が2年連続世界最大のCO₂排出国
EUは27カ国合計で13%を占める**

2008年の世界の燃焼起源CO₂総排出量は約294億トンで、2007年比1.4%の増加であった。最大排出国は2年連続中国で、全体に占める割合は2007年から1ポイント上昇の22%となった。一方、2位の米国は1ポイント低下の19%で、両国の差は3ポイントに開いた。米・中の2カ国のみで世界の排出量の4割強を占めている。なお、日本はシェア4%で世界第5位である（図11参照）。

EU27カ国の排出量が世界に占める割合は13.1%、15カ国では10.7%で、2007年からわずかながら低下した。EUの中ではドイツ（2.7%）が最大の排出国であり、続いて英国（1.7%）、イタリア（1.5%）、フランス（1.3%）、スペイン（1.1%）、ポーランド（1.0%）などとなっている。これらの順位は2007年から変更はなかった。

図11：世界CO₂排出量の国別内訳（2008年）

¹ 世界における国際航空及び船用燃料からの排出を含む。



出所：IEA資料よりEBS作成

EU15は京都議定書基準年比6.9%減と、目標達成に向け順調に推移

欧州環境庁（EEA）が2010年6月に発表したデータによると、2008年のEU27カ国における温室効果ガスの総排出量はCO₂換算で49億3,970万トン、前年比2.0%の減少となった（次頁表21参照）。またEU15カ国では39億7,050万トンで、前年比1.9%の減少だった。

EUには、京都議定書のもと、議定書議決当時の加盟15カ国で、2008～2012年に基準年（次頁囲み参照）比で合計8%温室効果ガスを削減するという目標を課せられている。京都議定書では「バブル」と呼ばれる仕組みが認められており、各国一律に8%削減する必要はなく、EU内で各国の状況に応じ削減を担うことになっている（次頁表21参照）。現在加盟している27カ国全体の共通の削減目標はないが、議定書議決後に加盟した12カ国のうち、キプロ

表 32：小型商用車の CO₂ 排出規則における課徴金の内訳

対象年	CO ₂ 超過排出量	販売（新規登録）1 台当たりの課徴金	
2014～2018 年	1g/km まで	超過 1g/km 当たり	5 ユーロ
	1g/km 超～2g/km	超過 1g/km 当たり	15 ユーロ
	2g/km 超～3g/km	超過 1g/km 当たり	25 ユーロ
	3g/km 超	超過 1g/km 当たり	120 ユーロ
2019 年以降	一律	超過 1g/km 当たり	120 ユーロ

出所：小型商用車新車の排出性能基準を設定する欧州議会・理事会規則案の第8条を基に EBS 作成

● 各メーカーの目標値の算出方法

乗用車と同様に、各メーカーの目標値の算定では平均車両重量が基準となる。目標値の設定は以下のような計算式となる。

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量目標値} = 175\text{g/km} + a \times (M - M_0)$$

このうち「a」は係数で「0.093」、「M」はそのメーカーが生産する小型商用車の平均車両重量、「M₀」は EU 内の小型商用車新車の平均車両重量で 2014～2017 年までは 1,706kg が適用される。この「M₀」は 3 年ごとに見直される。次の見直しは 2016 年 10 月末までで、この値は 2018 年 1 月から 3 年間適用される。これにより各メーカーの目標値も調整される。

メーカー間の共同対応を認める

● 販売台数 2 万 2,000 台未満は個別目標で

EU 域内での販売台数が 2 万 2,000 台に満たない独立したメーカーの場合には、欧州委員会に申請して個別の目標を決める手続きをとることができる。販売台数の少ないメーカーの負担を減らす措置だ。

● メーカー間のグループ協定も可能

乗用車にはない小型商用車だけの目標達成方法として、異なるメーカーがグループを結成し共同で目標値を出し、平均排出量を算出して目

標達成を目指すことを認めている。EU 内で 2 万 2,000 台以上を販売するメーカーが対象だが、平均排出量が少ないメーカーと多いメーカーが手を組み目標をクリアすることも可能になる。ただしメーカー間の協定は 1 年以上 5 年以内で、5 年を超える場合には協定を結び直す必要がある。協定 1 年目の 12 月末までに欧州委員会に届け出なければならない。

● 2020 年の目標値は 135g/km

長期的目標として、2020 年までに CO₂ 平均排出量を 135g/km に抑えることを明示している。この目標や目標達成方法も乗用車と同じように 2013 年初めまでに見直すことにしている。

(6) 産業排出指令 (IED)

EU 域内の産業施設から排出される汚染物質を最小限に抑えるため、産業汚染管理のための従来指令である「IPPC 指令 (2008/1/EC)」が改正され、ほかの 6 つの産業汚染関連の指令と統合・再制定されることが決まった。2010 年 7 月に欧州議会が採択した新指令は「産業排出指令 (IED : Industrial Emissions Directive)」と呼ばれ、2010 年中にも発効する見通しだ。

これだけは知っておきたい EU の環境規制 2010-11 年

2010 年 9 月発行

編集・発行・販売：

EBS (UK) Limited
1 Heathcock Court, 415 Strand,
London WC2R 0NT, UK
Tel : (+44) 20-7240-4250
Fax : (+44) 20-7240-4238
E-mail : ebs@ebsukltd.com
Web : <http://www.ebsukltd.com>

販売：

EBS 東京オフィス：(株)アミット内
〒104-0033
東京都中央区新川 2-1-1
進藤ビル 5F
Tel : 03-6280-4707
Fax : 03-6425-7786
E-mail : tokyo@ebsukltd.com

販売協力：

Economic Media Bulletin Limited
28, St. Olav's Court, City Business Centre, Lower Road
London SE16 2XB, UK
Tel : (+44) 20-7064-0600
Fax : (+44) 20-7064-0606
E-mail : sales@nna.eu
Web : <http://www.nna.eu/>

定価： 本体 395.00 ポンド (税別)
 本体 485.00 ユーロ (税別)
 本体 53,000 円 (税別)

無断での複写・転載・転送を禁じます。

編集・発行・販売◆EBS (UK) Limited

販売協力◆Economic Media Bulletin Limited